令和８年度

経営方針

本方針は、令和８年度の市政運営において重点的に取り組むべき施策の方向性や見直し事項を、早い段階で明らかにするもので、令和８年度の予算編成や各部の予算要求、また改革・改善などは本方針を踏まえて行います。

ただし、今後の国の動向等によっては、以下に示した内容を一部変更せざるを得ない状況も想定されますので、留意ください。

令和７年 10 月

稚 内 市

１．基本姿勢・経営の基本方針

令和８年度は、「第５次稚内市総合計画」及び「稚内市デジタル田園都市構想総合戦略」に基づき、職員一人ひとりが熱意と使命感を持ち、市民や企業・団体等との協働のもと、最重要課題である「人口減少の抑制」と「地域経済の縮小克服」に資する施策を力強く展開する一年とします。

この認識のもと、令和８年度は、次の３つを市政運営の柱として、全庁一丸となって取り組みます。

２．市政運営の３つの柱

（1）将来を見据えた新たな挑戦

社会変革の波を本市の飛躍の好機と捉え、デジタル化とグリーン化を基軸とした「新たな挑戦」により、人口減少下にあっても自立した、国内外に誇れるまちづくりを推進します。

① ＤＸによる市民利便性と業務効率の最大化

新庁舎への機能集約を契機として、デジタル技術を活用した手続きのオンライン化やペーパーレス化を全庁的に推し進め、市民サービスのさらなる利便性向上を図ります。これにより創出された人的資源を、市民ニーズへの対応や政策立案などの業務に再配置します。

② ＥＢＰＭの全庁展開とデータ駆動型行政の確立

政策目的を明確にしたＥＢＰＭ（根拠・証拠に基づく政策立案）を全庁的に展開します。様々なデータを収集・分析する体制を強化し、限られた財源と人員の中で、最大の効果を生むための合理的根拠に基づく政策の立案、事業の見直し及びＰＤＣＡサイクルを確立します。

③ ゼロカーボンシティ実現に向けたＧＸ戦略の具体化

再生可能エネルギーの供給拠点として、さらなる発展を目指し、地域エネルギー会社を通じた電力の地産地消や、大量の電力を必要とするデータセンターの誘致など、再生可能エネルギーの需要拡大に向けた取組を推進し、本市の特性を最大限に活かしたＧＸ戦略の新たな一歩を踏み出します。

④ **戦略的な人材確保対策の推進**

市内企業が直面する深刻な人手不足に対応するため、企業との連携を一層強化し、奨学金返還支援制度をはじめとした、ＵＩＪターンの促進に向けた施策など、人材確保対策の実効性を高めるとともに、外国人材の受け入れと生活支援体制の整備を進め、多様な人材が安心して働き、暮らせる環境づくりを推進します。

⑤ **交流人口・関係人口の拡大**

通年観光や滞在期間延長に向けた取組を推進し、交流人口の拡大を図るとともに、交流人口から「稚内を応援する関係人口」へとつなげ、人口減少下においても、地域経済の縮小克服に向けた持続的な基盤づくりを進めます。

（２）市長公約の総仕上げ

令和８年度は、工藤市政４期目総仕上げの年であり、公約として掲げた「５つのゼロ」と「５本の柱（10 の約束）」の仕上げに向けて、各取組の進捗状況を十分に検証し着実に推進します。

（３）持続可能な行財政運営の確立

将来にわたり市民生活に必要なサービスを安定的に提供し続けるためには、徹底した行財政改革の推進が不可欠であり、令和８年度は、歳出・歳入の見直しを本格的に進め、財政健全化を図り、持続可能な自治体経営の基盤を確立します。

① **ＰＤＣＡサイクルの徹底とスクラップアンドビルドの実行**

事務事業について、ＥＢＰＭによる効果検証を前提としたＰＤＣＡサイクルの徹底を図ります。前例踏襲を排し、効果の低い事業を廃止・縮小し、必要な事業へ投資（スクラップアンドビルド）することで、物価高に起因する様々な財政リスクに備える財源を確保します。

② **財源確保の強化**

国や北海道の補助金、交付金に加え、企業版ふるさと納税などの民間資金や各種助成金を最大限に活用するため、情報収集と事業の企画力を高めます。併せて、受益者負担の原則に基づき、使用料・手数料の見直しについても検討を進めます。

３．本市の財政状況

令和６年度の一般会計における決算額（歳出）は、300 億円を下回る状況となりました。しかし、平成 27 年度から令和６年度までの過去 10 年間の平均が 287 億円程度となっている状況と比較すると、ふるさと納税に伴う関連経費の増加のほか、人件費、委託料などの物件費、除雪経費を含む維持補修費、企業会計を含む他会計への繰出し等が増加しており、この上昇傾向については、先が見通せない状況となっています。

次に、歳入の状況を見ると、本市の基幹収入である市税は、平成 11 年度の 50 億円超をピークに年度間の増減はあるものの、減少傾向で推移しておりましたが、令和６年度は約 49 億１千万円と昨年度から大幅増となっています。また地方交付税は、平成４年度の 110 億円をピークに年々減少し、令和６年度は約 83 億円となっています。そのほか、ふるさと納税による寄附金は、昨年度より下回りましたが、当該寄附金を原資とした日本のてっぺん応援基金の運用により、寄付者の意向に沿った事業を展開することが出来たことなど、一部の財源が減少傾向にある中、国庫補助金や基金の取り崩し及び地方債の借入れなどにより財源を確保し、市民の生活や経済活動に支障をきたさずに、財政運営を行うことが出来ています。

令和６年度決算額に基づく各種指標については、昨年度に比較し、かねてから継続して取り組んできた地方債発行額の抑制による公債費の縮減や職員数の抑制による人件費減少の効果はあるものの、近年の人件費、物件費、維持補修費など経常経費が物価高騰の影響等により増加したため、財政構造の弾力性を示す経常収支比率において 0.2 ポイント悪化し 92.7%（前年度 92.5%）となりましたが、それでもなお“財政健全化法に基づく４つの指標”では、それぞれが良好な数値を示し、財政構造の健全性が保たれているところです。

今後数年は、各種指標における財政悪化への懸念はありませんが、人口減少や少子高齢化、市内企業の人手不足、継続する物価高騰など、様々な情勢の変化への対応を求められます。特に、異常ともいえる物価高騰等への対策として、国の方針のとおり、本市としても賃上げ対応を行ってきていますが、すべての事務事業に係る経費の増加に歯止めがかからず、基金を取り崩しているのが現状です。

しかし、このまま経費が増加していくと、基金が枯渇し、将来の財政運営に影響を及ぼすことは明白であることや、現在求められている賃上げなどの様々な施策を進めていくためにも、本格的に既存の事務事業を見直し（統合・廃止・縮小）していかなくてはなりません。

また、国の「骨太の方針」等を踏まえ、各省庁において実施された令和８年度予算の概算要求にあっては、依然、内容が不透明・不確実な要素が多くあり、地方財政に及ぼす影響も未知数であるため、今後、これらの動向を注視・把握をし、今まで以上に財政運営の安定化に取り組んでいく必要があります。

本市は、地方債残高の抑制を行いながら、さらに、今後の財政運営に必要な基金残高を確保してきましたが、前述のとおり、近年の物価高騰などにより基金の取り崩し額も増加してきており、この傾向が継続されると、数年で財政状況の急激な悪化が容易に想定できる状況です。

そのような状況の中でも、市として人口減少対策や人材確保対策などの様々な施策を行う必要がありますが、そのためには財源の確保が当然必要であり、例年継続してきた事務事業であっても見直しが必要となります。改めて、職員一人ひとりが各事務事業に対して、「必要性」「統廃合の可否」「事業の費用対効果の検証」といったものを真剣に考え、真に必要な事業であるかを、様々な視点から捉え、考え、見直すべきものは積極的に見直しを行うことが必要となります。

４．令和８年度予算編成

令和８年度の予算要求にあたっては、経営方針及び編成方針を十分に理解し、取り進めてください。

令和８年度の予算要求は、経常経費（事業）の枠配当を行い、要求事項に関するヒアリングは、枠超過の経常経費（事業）及び臨時経費（事業）となります。ヒアリングは要求書の記載内容等を通じて行うこととなりますので、しっかりと内容を精査の上、記載内容の齟齬や記載漏れが無いように留意してください。詳細は「令和８年度　予算要求書の提出要領」を参照願います。

政策的判断が必要な新規事業及び拡充事業等については、要求前に必ず庁内会議での審議を経て提出してください。なお、庁内会議では、所管課が新規・拡充事業を行い、市として、どのような目標・目的を持ち、今後の事業展開をどう行っていくか、その結果どのような効果をもたらすのかという点を会議の中で判断することになります。そのため、事業内容を所属部長へしっかりと報告・相談の上で十分に検討を行い、会議に諮るようにして下さい。また、会議案件に関する問い合わせは企画政策課へ連絡してください。

特に留意すべき事項について

（1）予算要求事項とヒアリングについて

令和８年度当初予算の編成にあたっては、１年間の必要経費を見積もらなければならないため、年度を通じて必要な予算要求事項を全て提出願います。例年、当初予算措置すべき経費が補正予算要求される事例がありますので、ご留意願います。

経常経費（事業）は枠配当を行います。枠内で収まっているか財務課で確認し、枠超過した経費（事業）のヒアリングを行います。

臨時経費（事業）については、ヒアリングによる査定を基本とします。

経常経費（事業）における、財務課の確認結果の報告を受けた後で疑義が生じた場合、または、その内容に変更・調整等が生じた場合は、財務課主査までご連絡頂き、その内容に応じてヒアリング等を行います。

（２）副市長説明、予算編成会議について

令和８年度の予算編成に係る副市長説明及び予算編成会議については、担当部長及び予算要求課で直接説明（原則ペーパーレス）を行います。なお、説明資料については、大型モニターに表示しますので、必ずプレゼン資料（Ａ４横）を作成してください。

※　金額の一覧表や文章のみの資料はプレゼン資料ではないので、留意して下さい。

（３）事務事業評価について

事務事業の評価（事業検証・ＰＤＣＡ）については、ここ数年の予算編成方針の中でお願いをしているところであり、予算所管課の責務として既に様々な形で取り組まれていることと思います。特に、近年の物価高騰等により、各事業の経費が増加しており、改めて事業内容や必要性を十分に検討し、見直し等を行ってください。また、過去の予算要求ヒアリング時に事業評価等に関する指摘事項があった事務事業については、その状況等について説明を求める場合がありますので、必要に応じて資料等の準備をお願いします。

Ｉ．予算要求の基本的な考え方

（１）各経費に対する物価高騰等の影響について

昨年度と同様に、様々な経費が物価高騰の影響を受けていますので、当初予算要求においても、物価高騰等の影響による増額要求となることが想定されますが、令和８年度予算要求に当たっては、経常経費（事業）の枠配当を行いますので、単純に物価高騰分を上乗せするようなことはせず、あらゆる方面からの情報収集を行い、事務事業の見直しや代替手法の検討など、枠内の予算要求となるよう十二分に検討して要求してください。

（２）経常経費の要求にあたっての考え方

経常経費（事業）は、枠内での要求は財務課による机上確認を行い、結果を通知します。枠超過の要求については、財務課ヒアリングを行います。要求にあたっての考え方は以下のとおりです。

ア　枠配当による要求となりますが、前年度の予算計上額を超過する場合はヒアリングを行うため、超過理由を必ず説明できるようにしてください。また経費毎に過去３カ年（Ｒ４、Ｒ５、R６年度）の決算額を必ず記載してください。

イ　燃料費・光熱水費の積算にあたっては、最新の単価（燃料費：令和７年８月１日実施、光熱水費（電気）：契約ごとの明細等確認）を使用してください。燃料費及び光熱水費の使用数量は、令和７年度の当初予算要求時と同数量での積算を原則としますが、例年不足が生じている場合は改めて数量を積算してください。数量を超過する場合は、要求書に理由を記載して下さい。

ウ　見積書徴取に時間を要するなど、やむを得ず前年度と同額要求とする場合にあっては「概算」である旨を記載し、要求額が確定できる日程をあわせて記載してください。

エ　要求書へ積算内容が未記載である場合など、記載内容とヒアリング内容に相違がある場合、適切な査定を行うことが出来ないため、そのような事例がある場合は「０査定」とせざるを得ないことから、十分に内容を確認の上、提出してください。

（３）臨時経費の要求にあたっての考え方

臨時経費【新規事業含む】は企画総務部長・政策調整対策監・財務課長による部課長ヒアリングを行います。要求にあたっての考え方は以下のとおりとします。

ア　ソフト事業・ハード事業に関わらず、予算要求にあっては補助対象となる経費のみの要求を原則とし、いわゆる継ぎ足し単独分に係る要求は認めませんので留意してください。

イ　14 節の工事請負費に関する要求事項がある場合、必ず、検査主幹（建設産業部長）への情報提供及び内容に関しての事前相談・確認を受けてください。

工事請負費等の詳細な要求方法については、別添「令和８年度予算要求書の提出要領」を確認してください。

なお、昨年度に引き続き、物価高騰等の影響により、現時点での設計等が困難な場合も想定されることから、概算額での要求を認めます。【特別会計、企業会計、消防事務組合を含む】

ウ　既存の臨時経費や新規事業については、実施の背景（課題や目的の明確化）を精査し、事業実施に伴う将来的な財政負担や実施期間等についても十分な検証・検討を重ねた上で、真に不可欠なものについてのみ予算要求を行ってください。

エ　要求にあたっては有利かつ有効性の高い補助金の活用はもちろんのこと、スクラップアンドビルドの観点に立ち、既存事業の廃止や縮小を行うことで、新たな財源の捻出を徹底してください。なお、事業のスクラップについては、必ず部内で考え方等を整理し、庁内合意を得てください。

（４）「政策的経費、必要経費の当初予算要求」の徹底

令和８年度の当初予算は前述のとおり、当該年度に必要な全ての経費（事業）について要求を行ってください。当初予算計上若しくは補正予算計上の判断はヒアリング等の中で判断します。

なお、年度途中の予算不足による差額、施設などの維持補修的な経費を補正予算において要求することは原則認めません。

（５）特別会計及び企業会計、消防事務組合における予算要求の考え方

ア　特別会計についても一般会計と同様の取扱いとします。（上述参照）財政健全化法の施行により、一般会計にとどまらず、特別会計、企業会計まで対象を広げた連結ベースでの財政指標が、財政健全化の判断指標となっていることから、特別会計、企業会計の予算要求・編成にあたっては、税負担により賄う経費と、受益者が負担すべき経費の区分を精査し、独立採算制の確保に努めてください。

イ　企業会計、消防事務組合については、令和７年度の当初予算要求と同様に各経費の積算内容が詳細にわかる書類のほか、繰出金に係る積算資料等を提出してください（様式任意）。要求事項については、全件ヒアリングによる査定を実施します。

ウ　各会計への一般会計からの繰出しについては、地方財政法第６条、地方公営企業法第17条の２及び第17条の３、第18条のほか、関係法令により、原則、繰出基準に基づくもののみとします。繰出基準以外による要求事項がある場合については、臨時経費として取り扱い、部課長ヒアリングを行いますので、一般会計同様、補助金の活用や事業の検証等を行った上での要求としてください。特に、企業会計においては、繰出金が年々増加傾向にあることを踏まえ、内容が把握できる算出資料等を提出してください。

（６）将来負担軽減に向けた努力（公債費の縮減）

地方債の発行は、後年度の公債費として、削減することのできない義務的経費となり、財政運営の硬直化に直結する要因の一つとなることから、事業費の見直しやコスト縮減により発行額の抑制に努めるとともに、すべての事業について、単年度の事業費のみに捉われることなく、将来的な財政負担も視野に入れた要求としてください。

なお、令和８年度は庁舎整備や稚内中学校建設事業といった大型事業が概ね終了することから、地方債発行額は、当該年度の公債費（地方債の元金償還額）を上回ることが無いものと想定されておりますが、一般単独事業債のような交付税措置のない地方債充当事業（経費）については、一般財源のみの事業と同様の扱いとして整理します。

（７）国、北海道の動向の的確な把握と対応

今後の国や北海道の施策実施の動向については不透明な部分もあることに鑑み、新制度等の内容が明確になっているもの以外については、現行制度での予算編成を進めることとします。

特に、国が示した「骨太の方針」に基づき、各省庁が様々な施策を展開することとなるため、関係省庁等の動向について注視してください。

予算編成過程における関係省庁等からの情報収集が重要であることを職員一人ひとりが認識し、新たな負担が生じる場合には、市長会や関係団体と連携しながら適切な対応を行って下さい。

Ⅱ．歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、経済情勢、国・道の予算編成、施策動向を把握し、適切に対処してください。

（1）市　税

制度改正、経済動向を十分に勘案し、確実かつ最大限の年間収入見込み額を計上してください。税負担の公平を期するため、特に、滞納繰越分については、積極的な徴収対策を講じるなど、徴収率の更なる向上に努めて下さい。

また、見込み額の算定誤りは地方交付税の算定に大きな影響があるため、各企業への見込み額の把握など、情報収集を徹底してください。

（2）国・道支出金

事務事業の緊急度とその効果を十分に検討し、補助金財源があるからと言って安易に受け入れることなく、主体的な判断に基づき、取捨選択の上、要求してください。

また、地方財政に影響を及ぼす様々な施策等について、その動向を注視するとともに、関係機関と十分連絡を取り、的確な情報収集と予算の見積りを行って下さい。

国庫支出金事業において、超過負担が存在する場合には、容易に本市の負担とすることなく、国への要望などその解消に努めてください。

なお、例年国費・道費ともに、返還金が多く発生していますので、改めて積算内容の精度を高めることに努めてください。

（３）使用料・手数料その他の税外収入

使用料・手数料その他の税外収入については、受益者負担の原則を逸脱することなく適切な徴収に努めてください。減免については、前例踏襲せず、課内・部内において申請内容を十分に精査し、説明責任が十分に果たされる範囲内で減免措置を講じることとしてください。特に、近年は、施設の設置目的から逸脱した使用方法に対し減免している事例が見受けられますので、相手方が減免対象者であっても、施設の設置目的も鑑み判断するようにしてください。

使用料・手数料の見直し実施は未定でありますが、当該事業に要する経費や施設運営等に係るコスト、他都市における負担の実態等を把握し、今後の方向性について十分検討し、見直し実施の際に遅れることのないように備えてください。

また、未収金については、その原因を分析し、積極的な徴収対策を講じ、その解消に努めてください。

（４）市　債（地方債）

市債発行の原則については、Ｉの（６）に記載のとおりですが、市債を財源とする事業については、事前に財務課と協議を行ってください。未協議の地方債充当可能事業（ハード事業）の要求は原則認めません。

※　特にハード事業については、内容によっては起債の対象となりえる場合があるため、そのような事業を行う場合は特に留意してください。

Ⅲ．歳出に関する事項

（１）義務的経費

① 人件費

効率的かつ持続的な組織体制の確立を目標に、定年延長を見据えた適切な人員管理・配置に努めるとともに、人事評価制度の導入について引き続き検討してください。

また、「会計年度任用職員」を雇用する場合は、現在の業務量や正職員の人員配置等（異動や欠員等の補充）のみの理由によることなく、DX に

よる業務改革などの視点も取り入れながら、当該職員配置の妥当性についてその理由を明確にしてください。

また、令和７年度に雇用されている「会計年度任用職員」の配置が既得権ではないことを念頭に置き、十分検討してください。

② 扶助費

今後においても、扶助費に係る財政負担の増加は避けられないことから、特に市が単独で行う給付については、給付の実態や効果、認定基準のあり方を十分調査・検討の上、制度の見直しにより財源を生み出し、新たなニーズに対応できるよう努めてください。

（２）投資的経費

公共施設にかかる投資的経費（建設事業費）については、緊急性・費用対効果・ランニングコストを十分検討するとともに、事業費の積算については、根拠を明確にしてください。

事業の緊急性等については、査定（ヒアリング）の中で判断することとしますが、原則、財源のないもの及び一般単独事業債のような交付税措置のない地方債充当事業（経費）については一般財源のみの事業と同等の扱いとして整理します。

なお、施設の維持修繕・老朽化対策に係る経費については、当該施設の将来の在り方や費用対効果などを十分に検討し、長寿命化や廃止等の方向性を定めた上での改修計画を明らかにするとともに、中長期の財政負担を考慮し要求してください。

（３）その他の経費

① 物件費

事務経費とされる旅費、需用費、役務費については、その必要性を十分協議するなど、十分な調整をお願いします。特に、旅費については、令和７年度より公用車出張の規程の見直しを行っておりますので留意願います。

また、委託料については増加傾向にあるため、事務・事業に係る委託料は、高度の専門的知識や委託によるコスト削減などの十分な検討を行うなど、安易な業務委託を避け、その必要性を十分検討してください。

そのほか、備品購入費の基準額についても見直しを行っていますので、要求科目に誤りが無いよう注意してください。

② 補助費等

各種団体に対する運営補助金、実行委員会に対する事業補助金については、民間との役割分担を明確にし、費用対効果、補助率などについて、十分な精査と検証を行ってください。

また、補助団体の決算において多額の繰越金が発生している場合は、事業内容、補助の必要性については十分検討を行うとともに、財務課による査定の際には、補助要綱を持参してください。

なお、執行にあたっては別紙「補助金の取り扱いについて（平成 15 年 12 月 25 日付け）」において、「補助金の見直し方針」が規定されていますので、必ず確認してください。

③ 債務負担行為

債務負担行為は、将来にわたる財政負担であり、財政健全化法の施行に伴い、「実質公債費比率」や「将来負担比率」にも影響を及ぼすことから、将来見通しを十分精査の上、要求してください。

また、最近調書の提出において、債務負担行為を設定する事項に係る財源があるにも関わらず、全額一般財源で提出するような案件が見受けられますが、関連する歳入予算・財源を十分に確認の上、調書を提出してください。財源に疑義がある場合については、必ず、財務課に確認してください。

なお、令和８年度において予算措置がない場合であっても、将来に渡り予算措置を必要とするような案件については、事前に財務課と十分協議してください。

≪第５次稚内市総合計画≫

～海と大地と風の恵み　人が輝き挑戦し続けるまち稚内～

【まちづくりの基本的な考え方】

１）まちづくりに関する情報の共有　２）市民が主役の協働のまちづくり
３）将来を見据えた自治体経営

【基本目標１】子ども・若者の夢を育み、次代を担う“ひとづくり”

政策１）次代を担う人材の育成と地域とともにある学校づくりの推進
政策２）市民の学びを支える地域づくり
政策３）安心して子どもを産み育てられる環境づくり

【基本目標２】安らぎの空間に笑顔あふれる“基盤づくり”

政策１）時代に適応した公共交通・都市間交通の整備
政策２）安全・安心な都市基盤の整備と安らぎと笑顔が見える空間の創出
政策３）緊急時に備えた地域防災力の強化

【基本目標３】地域の資源を活かした魅力ある“仕事づくり”

政策１）次代へつなぐ魅力ある第１次産業の持続的発展
政策２）活力に満ちた産業の育成と働きがいのある労働環境の充実
政策３）資源から魅力への変換と世界からの交流人口の拡大
政策４）地域特性を最大限に活かした産業の育成と企業誘致

【基本目標４】互いに支え、いきいきと生活できる“暮らしづくり”

政策１）地域医療の充実と健康づくりの推進
政策２）地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進
政策３）人と地球にやさしいまちづくり
政策４）安全・安心な暮らしづくり

【基本目標５】まちを愛し、世界に誇れる“ふるさとづくり”

政策１）郷土愛の醸成・まちの魅力の発信
政策２）国内外との交流促進とホスピタリティの向上
政策３）移住・定住の促進と関係人口の拡大

≪稚内市デジタル田園都市構想総合戦略≫

【基本目標１】

地域特性や資源を活かした産業振興を図り、魅力ある仕事をつくる

施策１）一次産業の後継者や担い手の確保
施策２）魅力的な生産空間を活かした供給体制の整備
施策３）再生可能エネルギーの地産地消とゼロカーボンシティの実現
施策４）地元企業の経営基盤と人材確保対策の強化
施策５）企業のＤＸ化促進とデジタル人材の育成

【基本目標２】

本市の魅力や特色を広く発信し、新しいひとと資金の流れをつくる

施策１）周辺地域と連携した観光地づくり
施策２）稚内空港や稚内港の活用促進

施策３）関係人口の拡大と移住・定住の促進
施策４）スポーツを通じたひとの流れの創出

【基本目標３】
若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとともに、次代を担う人材を育てる
施策１）若い世代への支援の充実
施策２）子育て世代の社会参加の推進に向けた環境整備
施策３）次代を担う人材育成とわっかない型キャリアデザインの確立

【基本目標４】
誰もが安心して生活を送り、各々が役割を持って活躍できる地域社会をつくる
施策１）地域医療を支える医師の確保と医療環境を守る体制の強化
施策２）安全・安心な暮らしづくりの推進
施策３）持続可能な地域公共交通ネットワークの構築
施策４）誰もが活躍できる地域共生社会の実現
施策５）市民サービスの向上に向けた自治体ＤＸの推進

≪市長公約「５つのゼロ」と「５本の柱（10 の約束）」≫

【５つのゼロ　～「３つのゼロ」から「５つのゼロ」へ ～】

１「保育所待機児童ゼロ」、２「特別養護老人ホーム待機者ゼロ」、
３「高校生までの医療費ゼロ」に継続して取り組み、さらに、
４「子育ての負担ゼロ」を目指し、全ての子育て世帯の給食費を半減します。
５「ゼロカーボン（温室効果ガスの排出量実質ゼロ）稚内」の取り組みで「日本の脱炭素」を先導します。

【「５本の柱」と「10 の約束」】

１ 安心できる「暮らしづくり」
①市立病院を核とした医療と介護の連携で、市民の安心を守る新たな医療提供体制（在宅医療センター）を作ります。
②市民の声を聴き、市民と共に、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。

２ 地域資源を活かした「仕事づくり」
③稚内が誇る基幹産業「酪農」×「漁業」×「観光」で安定した仕事づくりを進めます。
④企業の皆さんと積極的に連携し、人手不足への対応と元気な企業活動を支援します。

３ 市民が笑顔の「基盤づくり」
⑤庁舎建設を核とした中央地区の再生と賑わいのある南稚内駅前の整備に取り組みます。
⑥空港、港湾、鉄道、道路のネットワーク強化による交通網整備を進めます。

４ 未来を担う「人づくり」
⑦ふるさと教育を充実させ、地域課題に果敢に挑戦する「わっかない人」を育成します。
⑧中央小、稚内中学校において義務教育学校の実現を図ります。

５ 市民が誇れる「ふるさとづくり」
⑨稚内が誇る観光地「宗谷岬周辺」の整備を官民の力を結集して進めます。
⑩新しいわっかないの姿を全国にアピールするため、サテライトオフィスを設置し、交流人口から関係人口、そして定住への取り組みを進めます。